

特定健診はもう受けましたか？ 受診券の有効期限は 3 月 31 日までです！

昨年 6 月より特定健診を実施しておりますが、約 18,000 人の方がまだ受けておられません。

近年、糖尿病などの生活習慣病やその予備群の方が増えており、それが原因で亡くなる方は、がんと同じくらいで、すべての死因の約 3 分の 1 になります。

特定健診（メタボ健診）は、がん検診のように現在隠れている病気を見つけるのではなく、将来脳卒中や心筋梗塞などにかかりやすいかどうかを判定しています。したがって今、健康な人、何も症状がない人こそ、健診を受けるということが大切です。

特定健診を受けるために・・・

○必要なもの

- ① 特定健診受診券（A4 サイズ・薄い水色）
※手元がない方は保険年金課（市役所一階 3 番窓口）で再発行できます。
- ② 保険証（羽曳野市国民健康保険被保険者証）

③ 健診自己負担金（1,000 円）

○受診方法

上記①～③をご持参の上、特定健診実施医療機関に直接お申し込みください。

○受診場所

大阪府内の特定健診実施医療機関
ただし、羽曳野市藤井寺市内の実施医療機関で受診される場合、心電図、貧血等の検査計 10 項目の追加健診を同時に受診することができます。（追加料金はありません。）

特定健診は「生活習慣病を予防・早期発見」するための健診です。自分と家族の未来の健康のために、健診を積極的に利用し、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けましょう。

お問い合わせ 保険年金課 保健事業担当
（内線 1761・1790）

平成 22 年度 羽曳野市国民健康保険人間ドックの受付について

羽曳野市国民健康保険では、生活習慣病の予防・早期発見・治療のため国民健康保険被保険者の方に年 1 回人間ドックの助成を行っています。平成 22 年 4 月からの実施機関は下記の健診機関を予定しています。受付開始時期については、保険年金課まで直接お問い合わせください。

【受診対象者】（下記の条件を満たしている人が対象となります）

- ① 国民健康保険被保険者証の交付を受けて 6 カ月以上経過している人。
- ② 受診時、満 35 歳以上 74 歳以下で内臓疾患の治療を受けていない人。
- ③ 現年および過年の国民健康保険料を完納している人。

④ 人間ドックは特定健診と同時実施しますので、40 歳以上の方が同一年度内に受診できるのは、特定健診か人間ドックのどちらか一方です。

⑤ 特定保健指導期間中（6 カ月間）は国保人間ドックを受診できません。

【実施医療機関（予定）】

城山病院、藤本病院、阪南中央病院、PL 病院、豊川病院、松原徳州会病院、ベルクリニック、みどり健康管理センター、近畿健康管理センター

お問い合わせ：保険年金課 保健事業担当
（内線 1761・1790）

会社を退職されたら

会社を退職された後、国保に加入するには、加入届が必要です（14 日以内）。被用者保険（社会保険）を継続加入された後から国保に移る場合も同じです。加入手続きをお忘れないように。

退職者医療制度について

国保に加入されている方のうち、会社などを退職して年金（厚生年金、共済等）を受給されている 65 歳未満の方とご家族（扶養家族）は、「退職者医療制度」で保険医療を受けることとなります。対象となる方は次のとおりです。

- ① 65 歳未満の国保に加入されている方
- ② 年金（厚生年金、共済等）を受給されている方で、20 年以上もしくは 40 歳

以上で 10 年以上の年金加入期間のある方

医療機関では、「国民健康保険退職被保険者証」で受診することとなります。

医療費の自己負担割合は、一般の国保と同じです。

問合せ 保険年金課 1760

保険料納めて安心わが家の健康

療養費の適正な保険給付にご協力を

近年、他県の一部で、柔道整復師の施術等の療養費に関して、実際に施術を行っていないのに施術を行った、本来保険が適用されない肩こりや筋肉疲労に対する施術について捻挫や打撲とする療養費を請求する事件が新聞やニュースなどで報道されています。

保険診療を受けた方は、約半年後に「医療費のお知らせ」を被保険者の皆様にお届けしています。このお知らせには、受診した月、受療機関等の名称・受診者の氏名、受診日数、医療費の総額（10 割）などが表示されています。お手元の領収書や明細書と一度見比べてみましょう。

国民健康保険は、被保険者の皆様からの保険料などでまかなわれています。ご協力をお願いします。

問合せ 保険年金課

国民健康保険・後期高齢者医療 日曜・夜間窓口

保険料の納付相談や届出など、国民健康保険・後期高齢者医療について日曜・夜間窓口を開設します。ぜひご利用ください。

日曜窓口 3月14日(日) 10:00～12:00、13:00～15:00

夜間窓口 3月8日(月)～12日(金) 18:00～20:00

場所 市役所本庁1階3番窓口 保険年金課
内線 1750・1760・1711